

(別表)

経費区分	内 容
構築物改良費	○ 構築物の購入，建造，改良，据付，借用又は修繕に要する経費 (基礎工事などを伴わない簡易なものに限る)
設備導入費	○ 機械装置，ソフトウェア，工具，器具備品等の設置・購入に要する経費 (設置，据え付け工事を含む) ※ 単なる老朽化設備の更新は対象外とする ※ 汎用性の高い機器は，対象事業の用途にのみ使用し，他の用途での使用 (目的外使用)がないと整理できる場合にのみ対象とする
システム開発費	○ システムの開発や導入に要する経費
技術導入費	○ 外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費
外注費	○ 対象事業に必要な外注に要する経費
研究費	○ 原材料・副資材の購入に要する経費 ○ 新製品・新技術の研究開発に要するその他の経費(新製品・新技術の研究開発に直接必要な経費に限る)
営業活動費	○ 展示会・商談会出展(オンライン含む)に要する経費 ○ 新製品・新技術の広告・宣伝に要する経費
コンサル費	○ 対象事業のコンサルタントに要する経費
その他	○ その他事務局が必要と認める経費

注1) 補助対象経費は，別表に掲げるもののうち，令和7年3月25日から令和8年2月27日までに実施し，かつ同日までに支払いがなされたものとする。

注2) 次のいずれかに該当する経費については，補助対象外とする。

- 令和7年3月24日以前に発注，購入，契約等を実施したもの及び発生した経費
- 交付決定前又は補助事業終了後(令和8年2月28日以降)に納品，検収，支払等を実施したもの及び発生した経費
- 国，市町村及びその他団体等による他の補助金において，補助対象経費として計上しているものと同一の物品の購入等に係る経費
- 公租公課(消費税及び地方消費税等)
- 収入印紙代，銀行振込手数料(先方負担とした場合を含む)，代金引換手数料
- 事務所等の光熱水費，修繕費など維持・補修に要する経費
- 用地，建物の取得に要する経費
- 役員報酬，従業員給与，アルバイト賃金等の人件費
- 飲食，娯楽，接待等に係る経費
- 使途の定まっていない活動に対する経費
- 上記のほか，公的な資金の用途として，社会通念上不適切と認められる経費